

第7期五條市障がい福祉計画
第3期五條市障がい児福祉計画

令和6年3月

五條市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置づけと期間	4
4. 計画の期間	5
5. 障がいのある人の定義	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	6
1. 人口の推移	6
2. 障害者手帳所持者の状況	7
3. 身体障害者手帳所持者の状況	7
4. 療育手帳所持者の状況	9
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	10
6. 難病等患者の状況	11
7. 療育支援の必要な児童・特別支援学校・特別支援学級の状況	11
8. 就労状況	14
9. 福祉に関わる人的資源の状況	15
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	16
1. 国の「基本指針」	16
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	17
3. サービス利用者の状況	18
第4章 基本指針に基づく目標値	19
1. 成果目標について	19
2. 成果目標に対する目標値	21
第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策	27
1. 訪問系サービス	27
2. 日中活動系サービス	29
3. 居住系サービス	31
4. 相談支援	32
5. 発達障がい児者等に対する支援	33
6. 精神障がいに対する支援体制	34
7. 相談支援体制の充実・強化のための取組	35
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	36
9. 地域生活支援事業	38
第6章 障がい児支援の見込みと確保策	47
1. 障害児通所支援、障害児相談支援等	47
第7章 計画の推進のために	49
1. 計画の推進体制	49
2. 計画の評価・検証	49

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障がい福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本市では、平成29（2017）年3月に「第2次五條市障害者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期五條市障害福祉計画及び第2期五條市障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

前期計画について計画期間が令和5（2023）年度で終了することから、本市の今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本的な見込みと確保策を改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がい者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第7期五條市障がい福祉計画・第3期五條市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

我が国において、平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成25（2013）年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とすることが定められました。

さらに、平成24（2012）年10月には「障害者虐待防止法」、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成28（2016）年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《近年の国の動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月20日） 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19（2007）年	障害者権利条約に署名（9月28日）
平成21（2009）年	障害者制度改革推進会議
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者虐待防止法の施行（10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（4月1日）

年	近年の主な動き
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (1月20日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 (1月1日)
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行 (5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行 (4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画) の策定
令和元 (2019) 年	読書バリアフリー法の施行 (6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行 (6月19日)
令和3 (2021) 年	医療的ケア児支援法の施行 (9月18日)
令和4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (5月25日)
令和5 (2023) 年	障害者基本計画 (第5次計画) の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日)
令和6 (2024) 年	改正障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日)

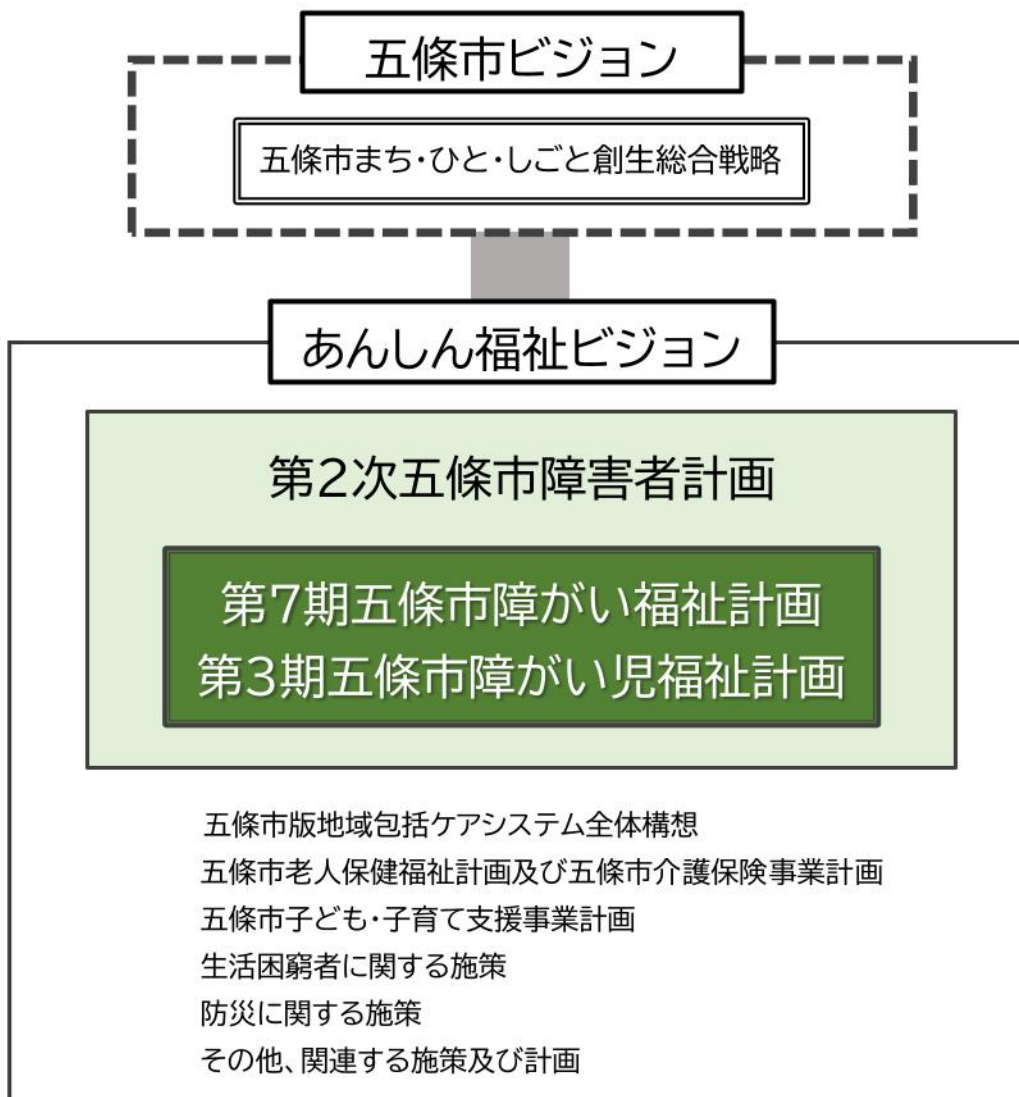
3. 計画の位置づけと期間

○ 障がい福祉計画【3か年計画】

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 障がい児福祉計画【3か年計画】

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



4. 計画の期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第2次五條市障害者計画（平成29年度から令和8年度までの10年間）					
第6期五條市障害福祉計画			第7期五條市障がい福祉計画		
第2期五條市障害児福祉計画			第3期五條市障がい児福祉計画		

5. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

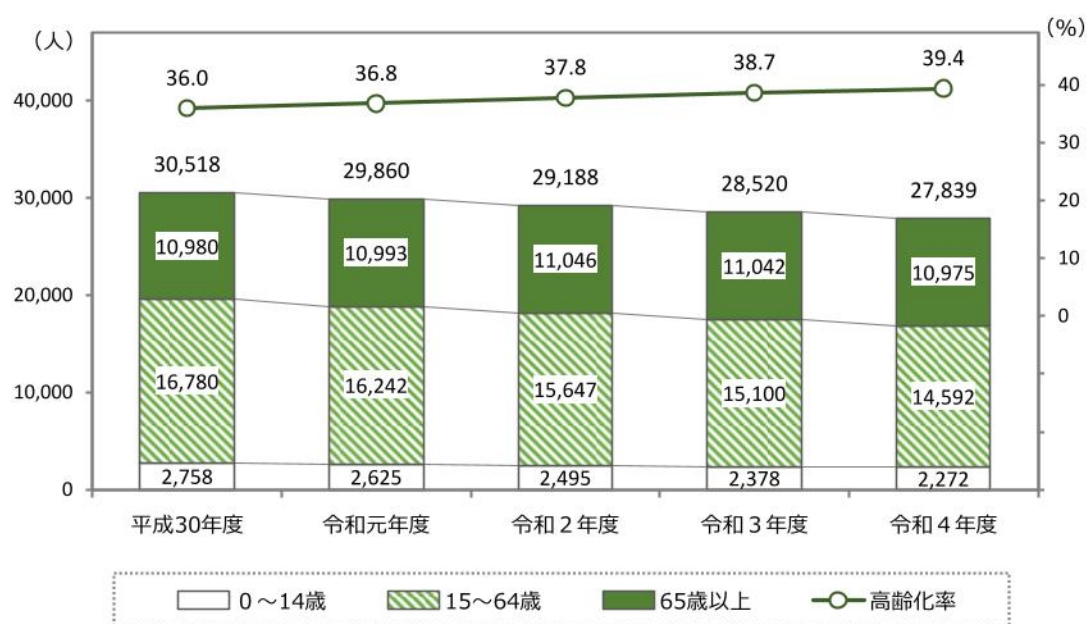
障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口の推移

市の総人口は減少で推移しています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は令和2年度を境に減少していますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は高まっています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

2. 障害者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は減少で推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加で推移しています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

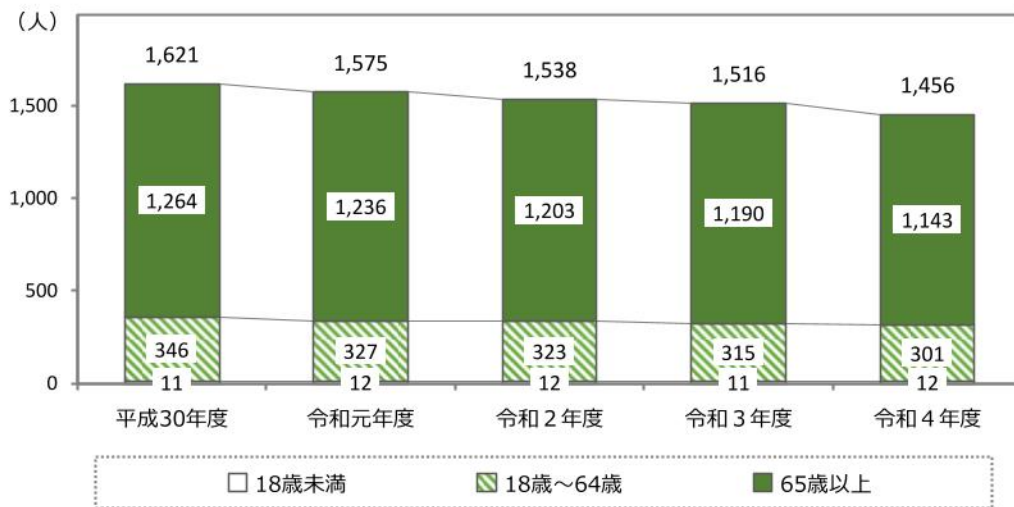


資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

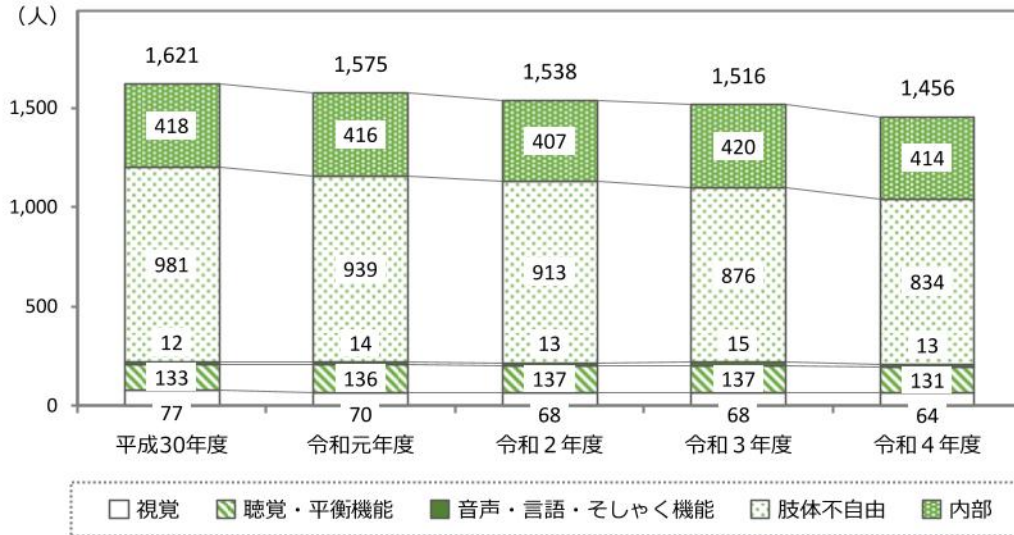
高齢者（65歳以上）が全体の約8割を占めており、18歳未満はわずかとなっています。



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

(2) 障がい部位でみる身体障害者手帳所持者数

障がい部位別の推移を見ると、「肢体不自由」と「視覚」は減少していますが、そのほかはおおむね横ばいで推移しています。



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

(3) 障がい程度でみる身体障害者手帳所持者数

障がい程度の推移を見ると、程度の区分にかかわらず減少で推移しています。

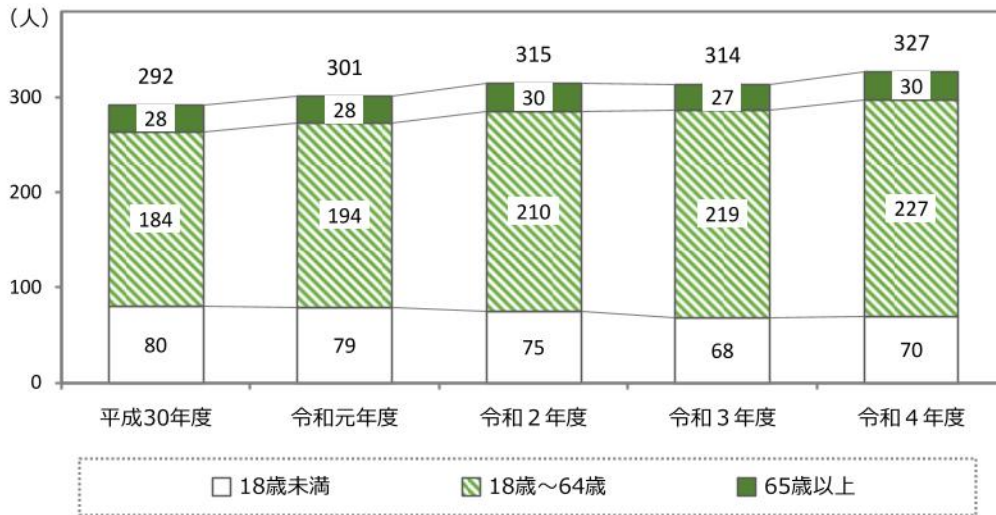


資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

4. 療育手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

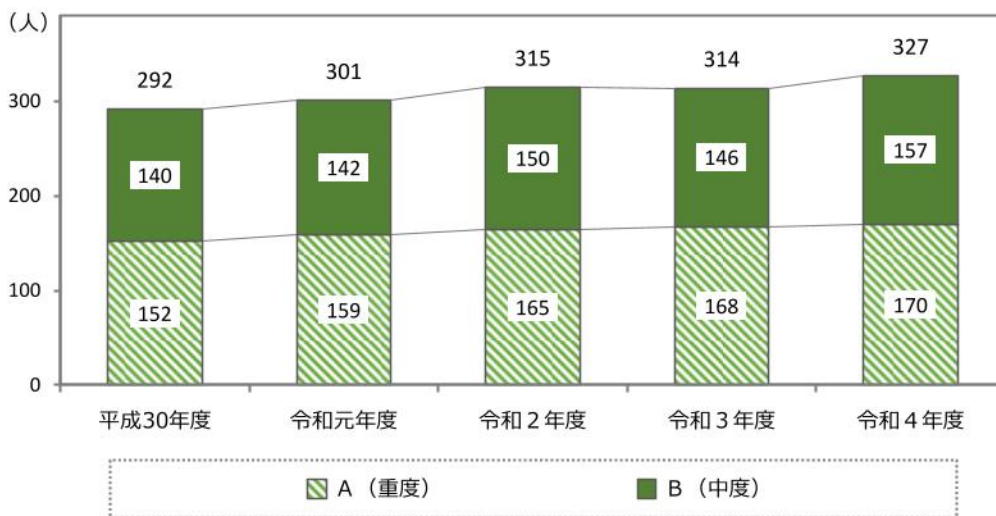
18～64歳の割合が全体の約7割を占めていますが、18歳未満も約2割を占めているため、早期発見・早期療育に努める必要があります。



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

(2) 障がい程度でみる療育手帳所持者数

障がい程度別の推移を見ると、いずれの判定も増加で推移しています。

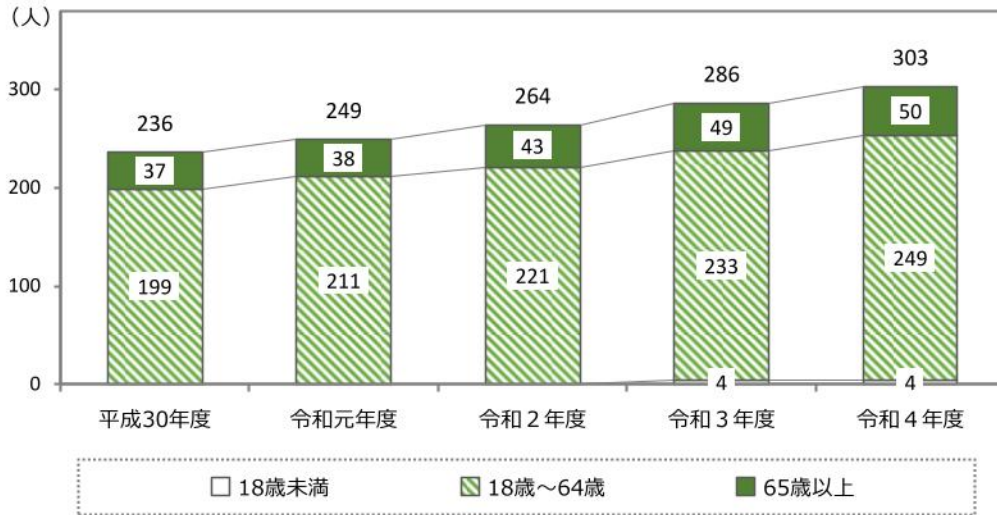


資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

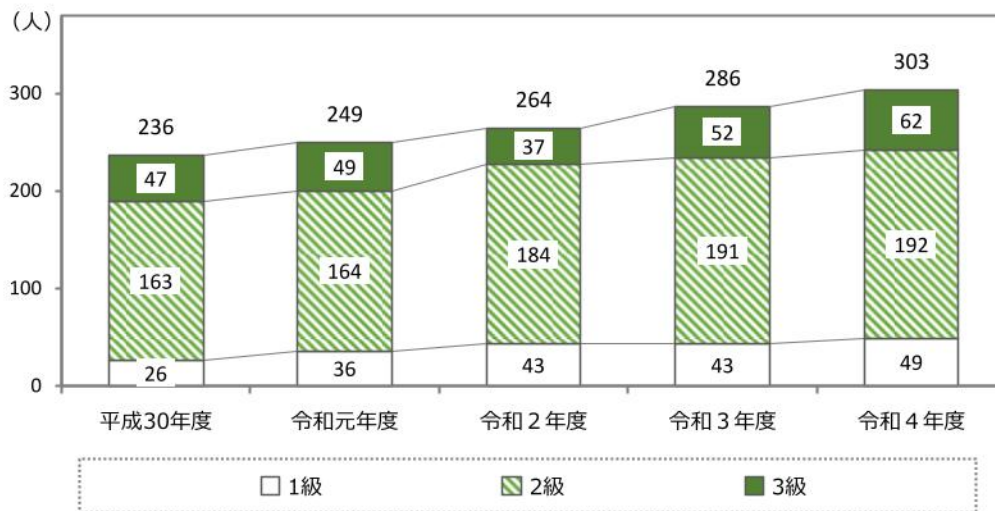
年齢層ごとに増加傾向が見られますが、特に18歳～64歳の増加が顕著になっています。



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

(2) 障がい程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

いずれの障がい程度も増加で推移しています。



資料：五條市 社会福祉課（各年度末現在）

6. 難病等患者の状況

(1) 指定難病・特定疾患医療受給者証所持者数

■指定難病・特定疾患医療受給者証所持者数の状況

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
指定難病受給者証所持者数	297	294	340	336	361
特定疾患医療受給者証所持者数	0	0	0	0	0

資料：吉野保健所（各年度末現在）

7. 療育支援の必要な児童・特別支援学校・特別支援学級の状況

■保育所における障がいのある児童の在籍状況

(単位：人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
在籍児数	3歳未満	170	167	154
	3歳	141	131	112
	4歳以上	268	264	275
在籍障がい児数	3歳未満	0	4	0
	3歳	4	7	9
	4歳以上	22	17	25
保育士数	3歳未満	2	6	0
	3歳	5	5	6
	4歳以上	12	12	10

資料：五條市 子ども未来課（各年4月1日現在）

■幼稚園における障がいのある児童の在籍状況

(単位：人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
在籍児数	4歳	27	18	11
	5歳	21	28	19
在籍障がい児数	4歳・5歳	7	5	3
	要介護	0	0	0
教員数	4歳・5歳	4	4	2

資料：五條市 教育総務課（各年5月1日現在）

※令和4年度より市内の保育所・幼稚園が全て認定こども園となり、上記の2つの表では記載できなかったため、下表で令和4年度以降を示しています。

■認定こども園等における障がいのある児童の在籍状況

(単位：人)

		令和 4年度	令和 5年度
在籍児数	3歳未満	136	136
	3歳	107	106
	4歳以上	286	248
在籍障がい児数	3歳未満	1	2
	3歳	3	4
	4歳以上	29	33
保育士数	3歳未満	1	2
	3歳	2	4
	4歳以上	16	13

資料：五條市 子ども未来課（各年4月1日現在）

■特別支援学級、学校教育などの在籍状況

(単位：校、級、人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	設置校数	8	7	5	5	4
	学級数	34	30	25	24	15
	児童数	137	132	114	104	80
中学校	設置校数	5	3	3	3	3
	学級数	13	12	13	13	14
	生徒数	51	59	61	65	64
高等学校	設置校数	—	—	0	0	0
	学級数	—	—	0	0	0
	生徒数	—	—	0	0	0

資料：五條市 教育総務課（各年5月1日現在）

■特別支援学校（盲・ろう・養護学校）

(人)

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚	盲学校	小学部	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
難聴	ろう学校	小学部	2	2	1	0	0
		中学部	0	0	1	3	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	2	2	2	3	0
病弱	奈良東養護学校	小学部	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
知的	高等養護	高等部	0	2	2	2	2
		計	0	2	2	2	2
肢体	明日香養護	小学部	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
知的	大淀養護	小学部	7	6	5	3	4
		中学部	8	8	8	8	8
		高等部	11	12	11	11	9
		計	26	26	24	22	21
肢体	奈良養護学校 整肢園分校	小学部	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0

資料：五條市 学校教育課（各年5月1日現在）

8. 就労状況

■本市職員の障がいのある人の雇用状況

(単位：人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
算定基礎労働者数		414	626	623.5	588.5	548
障害者 雇用人数	身体障害者	8	6	6	5	1
	知的障害者	3	3	3	3	2
	精神障害者	1	1	4	4	6
雇用率		2.90%	1.60%	2.09%	2.72%	1.55%

資料：五條市 秘書広報課（各年度6月1日現在）

■障がいのある人の求職状況

(単位：人)

		計	身体障害者		知的障害者		精神 障害者	その他の 障害者
				重度 障害者		重度 障害者		
職業紹介	新規求職申込数	141	50	15	22	2	63	6
	紹介件数	288	95	28	38	1	148	7
	就職件数	75	25	5	13	1	35	2
年度末 登録状況	計	442	200	12	74	3	132	36
	有効求職者数	103	32	10	16	2	42	13
	就業中の者	156	65	2	36	0	39	16
	保留中の者	183	103	0	22	1	51	7

資料：ハローワーク下市（令和5年4月1日現在）

9. 福祉に関わる人的資源の状況

■専門職の配置状況

(単位：人)

職種	市職員	社会福祉協議会
保健師	13	0
社会福祉士	4	5
看護師	1	3
栄養士	3	0
理学療法士	0	0
作業療法士	0	0
機能訓練士	0	0
介護福祉士	2	19
精神保健福祉士	0	3

資料：五條市 秘書広報課・五條市社会福祉協議会（令和5年4月1日現在）

■民生委員・児童委員の配置状況

(単位：人)

	令和5年4月1日現在
民生委員・児童委員	123

資料：五條市 社会福祉課

■ボランティア団体等の登録状況

(単位：団体、人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
団体	団体数	17	17	17	12	10
	人数	269	264	269	178	126
個人		837	577	190	183	156
計		1,106	841	459	361	282

資料：五條市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、本市では令和5年に改正された基本指針を踏まえて策定することとします。

基本指針の概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

《基本的理念》

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続、就労支援等に対応したサービスの整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

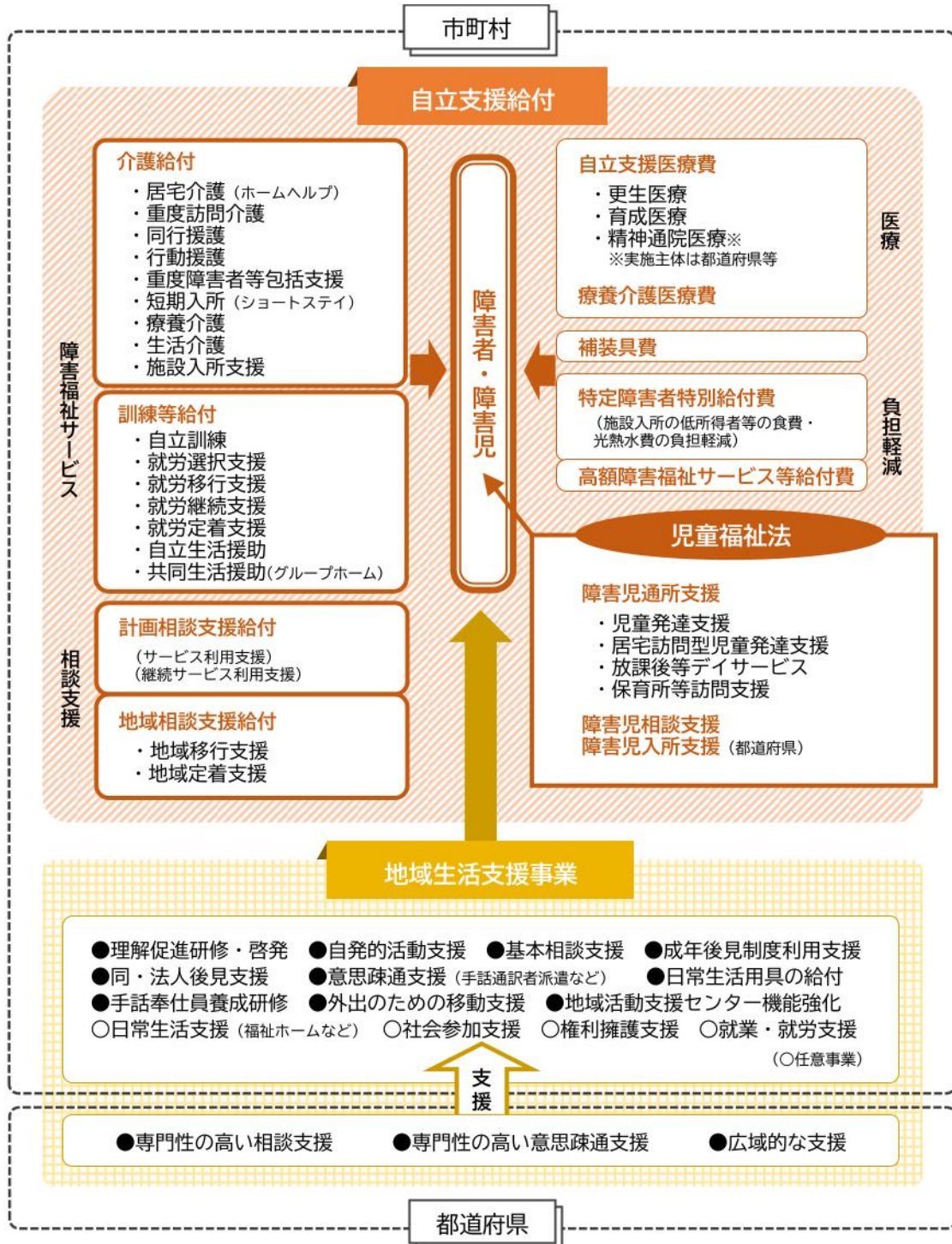
《障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方》

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



3. サービス利用者の状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。令和5（2023）年4月1日現在の認定者は242人です。

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	1	人	6	9	11	12	13	14
	2	人	33	39	36	37	39	40
	3	人	39	45	41	41	42	42
	4	人	45	51	49	51	52	54
	5	人	42	40	44	45	47	48
	6	人	55	57	61	61	62	62
合計		人	220	241	242	248	254	260

各年度4月1日現在

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービス支給決定者数は、令和5（2023）年4月1日現在317人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	320	330	317	321	326	330

各年度4月1日現在

(3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は、令和5（2023）年4月1日現在134人です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者	人	137	138	134	135	136	137

各年度4月1日現在

第4章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置
	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保
	令和 8 年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者であり、家族も高齢化していることが多いことから、地域移行の必要性について、関係機関等と連携して見極めを行い、地域移行に向けた支援に努めます。

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	2人
施設入所者数の削減見込	0人	2人

（2）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等についてはすでに整備済みであるため、引き続き機能の充実を図っていきます。また、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	5か所	5か所
コーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	5人	5人
運用状況の検証・検討	1回/年	1回/年

② 強度行動障がい有者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備について検討を進めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
強度行動障がい有者に対する支援体制の整備	未実施	実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上)とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。(令和3年度の実績はありませんが、令和5年度の実績を踏まえ、目標を設定します。)

項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
一般就労への移行者数	移行支援事業	0人	5人
	就労A型	0人	4人
	就労B型	0人	1人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

南和圏域内にある就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	50.0% (1か所)	50.0% (1か所)

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、令和3年度時点では実績がありませんでしたが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応することで、目標を達成するように努めます。

項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用者数	0人	3人

④ 就労定着率

南和圏域内の就労定着支援事業所において、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標を達成しており、引き続きその目標を達成できるように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	100% (1か所)	100% (1か所)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては令和5年度時点で未設置です。自立支援協議会での協議を行いながら、児童発達支援センターの設置を含めて実情に沿った支援体制の充実に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
保育所等訪問支援を実施する事業所数	1か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未実施	実施

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標について、本市では確保されていませんが、引き続き利用意向に応じたサービス提供体制の整備に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0か所	1か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、本市では未実施となっておりますが、今後は協議の場の設置を検討する等、今まで以上に関係機関が連携強化できるように努めます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについては、本市ではすでに配置しており、その体制の維持・充実に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未実施	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」の設置については、市内に設置する必要性を含め、引き続き検討を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、本市ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。

項目	現状	目標 (令和8年度)
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	実施	実施

第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	61	62	60	59	59	58
	時間/月	1,031	930	968	957	947	936
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	4	4	5	4	4	4
	時間/月	84	84	84	86	87	89
行動援護	人/月	19	14	17	16	16	15
	時間/月	215	233	271	252	235	219
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

訪問系サービスのうち、居宅介護、同行援護、行動援護は横ばいで推移することが見込まれるため、今後も利用意向に応じたサービス提供体制の充実に努めます。

2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある方や難病を患っている方等に、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある方に、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある方に、雇用契約に基づく精算活動の機会の提供、知識および能力の向上に必要な訓練を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障がい児者を介護する方が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	104	106	106	108	109	111
	人日/月	1,830	1,925	1,870	1,872	1,874	1,876
(うち重度障がい者)	人/月	4	9	12	13	14	15
	人日/月	73	170	229	247	265	283
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	1	0	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	3	3	3	3	3
	人日/月	14	35	25	21	18	15
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	3	4
就労移行支援	人/月	12	14	14	14	13	13
	人日/月	134	194	185	183	181	179
就労継続支援A型	人/月	24	26	23	24	25	27
	人日/月	400	418	382	389	395	402
就労継続支援B型	人/月	124	129	115	117	119	121
	人日/月	2,015	2,072	1,831	1,867	1,904	1,941
就労定着支援	人/月	3	2	2	2	1	1
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所	人/月	42	38	39	37	34	32
	人日/月	238	237	232	225	218	211
(うち重度障がい者)	人/月	0	0	2	2	2	1
	人日/月	0	0	15	15	15	8

■見込み量の確保策

生活介護については、今後も障がいのある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労系サービス（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）については、自立支援協議会と連携しつつ、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、一般就労への移行促進を図ります。さらに、就労移行した人については、安定した就労が継続できるよう引き続き支援を行います。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障がい者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、利用意向に応じたサービス提供体制の充実を図ります。

3. 居住系サービス

区分	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がい者等が自宅で自立した日常生活を営むため、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい児者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	47	50	42	44	46	48
(うち重度障がい者)	人/月	1	4	5	6	7	8
施設入所支援	人/月	52	53	54	54	54	54

■見込み量の確保策

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

4. 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅で一人で生活している障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	67	69	64	66	69	72
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

一般相談支援事業所と特定相談支援事業所間の連携を強化するために、自立支援協議会を設置し、定期的に連絡会等を実施することで、複数のサービスを利用する場合にはサービス内容を適切に組み合わせるなど、全体として効果的なサービス提供が行われるよう利用計画の作成支援に努めます。

5. 発達障がい児者等に対する支援

奈良県では令和元年度より発達障がい児者等に対する支援方針として『より身近な地域での支援を充実させるための支援体制の整備』に取り組んでいます。具体的には、お住まいの市町村担当課が一次相談窓口となり、必要な方には専門支援機関である「発達障害者支援センターでいあー」と連携して、より専門的な相談支援が行えるようにしています。

本市では、社会福祉課福祉係が担当窓口となり、随時相談を受け付けています。また、定期的に「発達障害者支援センターでいあー」より専門職員を招き、市役所内で巡回相談会を行っていきます。

(1)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

■見込み量の確保策

ペアレントプログラムやSST（ソーシャルスキルトレーニング）等の支援プログラムについて、本市では現在、実施されていませんが、発達支援サークル（親の会）の開催等、支援プログラムの内容の充実に努めます。

(2)ペアレントメンターの人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。県が実施する養成講座の周知に努めます。

(3)ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障がい領域におけるピアサポート活動が拡がりを見せていることから、ピアサポート活動の周知に努めます。

6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

保健所や自立支援協議会と連携しながら、協議の場の設置について検討するなど、保健・医療・福祉関係者による重層的な支援体制の構築を進めていきます。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	9	12	10	11	12	13
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（利用者数）	人	2	2	3	3	3	4

■見込み量の確保策

精神障がい者の個別のニーズや、地域の実情に応じて、退院後の支援体制の維持に努めます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援機能の充実を図るために、市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携の強化や、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会の設置に努めます。

また、自立支援協議会、一般相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ、当該連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置の検討も含め、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保するよう努めます。

なお、自立支援協議会においては、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の充実・向上に努めます。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区 分	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	0	0	1	1	1	1

■見込み量の確保策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	無	無	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

障害者自立支援審査支払等システムによる審査基準の厳格化に今後取り組んでいき、サービスの質の向上に努めていきます。また、年に2回、関係自治体等と審査結果の共有をする場を設けることとします。

令和8年度中には、事業所と結果を共有する場を設けることに努め、より質の高いサービスが提供されるように取組みます。

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■五條市が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター（機能強化事業を含む）	
任 意 事 業	日常生活支援	福祉ホーム事業 日中一時支援
そ の 他 の 事 業 (市単独事業)	福祉タクシー券交付事業	

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

引き続き、必要に応じて、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

■見込み量の確保策

引き続き、障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人が自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援強化事業	か所	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携を強化や、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会の設置に努めます。また、自立支援協議会、一般相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ当概連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置の検討も含め、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保するよう努めます。

基幹相談支援センター等機能強化事業では、相談員の配置を委託し、専門的知識の提供等を行います。

住宅入居等支援事業は、現在、本市での実施はありませんが、障がい者の地域生活を支援するため、情報提供等に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	4	4	4	5	5

■見込み量の確保策

判断能力に不安がある障がい者が自立した生活を安心して送ることができるよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

■見込み量の確保策

当概事業については、奈良県社会福祉協議会が継続して事業を実施しているため、本市では社会福祉法人等へ、当概事業による研修等への積極的な参加を呼びかけていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	96	92	103	99	95	91
手話通訳者設置事業 (設置者数)	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉協議会への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	3	3	3	2	2
自立生活支援用具	件/年	8	3	5	7	11	17
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	2	2	2	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	1	2	3	3	4
排泄管理支援用具	件/年	1,074	1,080	1,040	1,052	1,064	1,076
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	0	2	2	2	2

■見込み量の確保策

障がい者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	人/年	3	3	2	2	1	1

■見込み量の確保策

引き続き、聴覚障がいのある方との交流活動の促進が期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行い、支援を必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	51	55	56	53	50	48

■見込み量の確保策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援サービスの確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援しています。

地域活動支援センターでは、次の業務を行っています。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型事業

利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療、福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。(ただし、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることが要件です。)市外の施設と契約し事業を実施しています。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型事業

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを市外の施設と契約して実施しています。現在契約している施設が養護学校の近くであるため放課後支援につながっています。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型事業

地域の福祉作業所が実施する通所による援護事業ですが、当面近隣では事業を実施する施設の予定はありません。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I型事業	か所	2	2	2	2	2	2
II型事業	か所	2	2	2	2	2	2
III型事業	か所	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

引き続き、障がいのある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

【任意事業】

(1) 日常生活支援

① 福祉ホーム事業

住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

利用の実績及び見込みはありませんが、生活環境の充実を図り、自立した生活を営むことができるよう支援します。

② 日中一時支援

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	人/月	24	27	24	25	26	27

■見込み量の確保策

障がいのある人の家族等からのニーズに対応して利用できるよう、必要量の確保に努めます。

(2) その他の事業（市単独事業）

① 福祉タクシー券交付事業

重度の障がい者・児に対し、タクシー利用料金の一部を助成することで、行動範囲を広げ社会参加につながるよう支援します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー券交付事業	人/年	325	304	304	297	291	285

■見込み量の確保策

障がいのある人の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。

第6章 障がい児支援の見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	14	24	18	18	19	19
	人日/月	264	257	241	252	263	275
放課後等デイサービス	人/月	87	91	85	87	89	91
	人日/月	1,766	1,781	1,741	1,758	1,774	1,791
保育所等訪問支援	人/月	3	4	3	4	5	7
	人日/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	19	25	20	21	21	22
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の充実を図ります。

居宅訪問型児童発達支援は、平成30（2018）年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、引き続き、配置について検討します。

第7章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

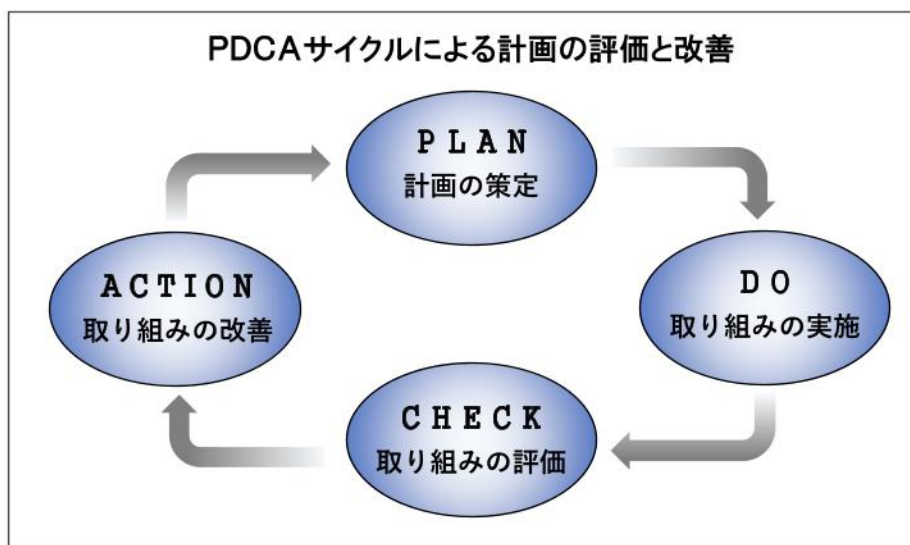
障がい者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、自立支援協議会や幅広い分野の関係機関等との連携体制を強化し、障がい者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

また、本計画の進捗状況については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量等の把握を行うとともに、必要に応じて自立支援協議会において報告を行って意見を聴取し、必要な対策を講じることに努めます。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については担当課及び自立支援協議会等に行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、自立支援協議会において評価結果を報告し、必要に応じて課題に対する対応を図ることとします。



第7期五條市障がい福祉計画・第3期五條市障がい児福祉計画

編集・発行：五條市

あんしん福祉部 社会福祉課

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

TEL：0747-22-4001(代) FAX：0747-24-2381

発行年月：令和6年3月
